

平成14年3月29日  
規則第28号

和歌山県男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号。以下「条例」という。）第26条の規定により和歌山県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、審議内容を取りまとめ、会務を行う。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会及び部会長)

第4条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の意見を取りまとめ、会長に報告する。

(公募による委員)

第5条 委員のうち2人は、県民から公募した委員とする。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境生活部県民局青少年・男女共同参画課において行う。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第20号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

和歌山県男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成28年8月1日～平成30年7月31日  
(50音順)

氏 名	役 職 名 等
荒 木 博 和	NPO 法人熊野 代表 (公募)
榎 本 多 津 子	和歌山県医師会 理事
沖 本 易 子	弁護士
笠 本 真 子	和歌山アイコム株式会社勤務 (公募)
小 林 茂	連合和歌山 顧問
阪 口 豊 彦	太洋工業株式会社 管理本部長
坂 本 昇 子	オフィスメイト株式会社 代表取締役
佐々木 晃 子	和歌山労働局 雇用環境・均等室長
中 嶋 繁 樹	わかやまパパチカ 代表
中 西 美 知 子	ITO☆WINN 事務局長
丹 生 孝 弘	和歌山県農業協同組合中央会 常務理事
濱 野 公 二	田辺に男女共同参画を推進するグループ 代表
宮 本 睦	部落解放同盟和歌山県連合会女性部 事務局長
村 田 和 子	和歌山大学クロスカル教育機構生涯学習部門 教授
山 司 嘉 代 子	和歌山県女性会議 会長

平成18年3月24日和歌山県条例第28号

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 男女共同参画（和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第2条第1号に規定する男女共同参画をいう。以下同じ。）の推進を図るとともに、男女共同参画に関する活動及び交流の拠点とするため、和歌山県男女共同参画センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターは、和歌山市に置く。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する学習及び啓発に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画を阻害する行為の相談に関すること。
- (4) 団体等が行う男女共同参画に関する活動の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な業務

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日和歌山県条例第17号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

平成 21 年 8 月 21 日和歌山県規則第 66 号

和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例施行規則

(目的)

第 1 条 この規則は、和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例（平成 18 年和歌山県条例第 28 号）第 4 条の規定に基づき、和歌山県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第 2 条 センターの開館時間（以下「開館時間」という。）は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、日曜日にあつては、午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、随時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、センターを臨時に開館し、又は休館することができる。

(行為の禁止等)

第 4 条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。

(2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。

(3) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者（以下「利用者」という。）及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。

(4) 許可なく物品の販売等を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者

- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 知事の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者  
(利用の中止)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が知事の指示した事項に違反したとき。
- (2) 天災地変その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(センターの損傷等の届出等)

第6条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに知事に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第7条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第8条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は利用を中止したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日和歌山県規則第28号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県男女共同参画社会推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会を実現するための諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、和歌山県男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進に関し、関係部局間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関する施策の推進に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織するものとする。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある職員をもって充てる。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、本部員を追加することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

(マトリックス会議)

第6条 あらゆる行政分野での男女共同参画を推進するため、推進本部に組織横断型施策検討会議（以下「マトリックス会議」という。）を置く。

- 2 マトリックス会議の議長には青少年・男女共同参画課長をもって充てる。
- 3 マトリックス会議は、本部長の指示に基づき議長が招集し、推進本部の会議に付議する事項について、事前に検討し、その結果を本部長に報告する。
- 4 マトリックス会議は、別表2に掲げる課室等の中から課題に応じた業務を担当する班長等（以下「構成員」という。）を指名し、開催するものとする。
- 5 議長は、前号に規定する構成員のほか、会議への参加を希望する職員を公募その他の方法により選定し、参加させることができる。
- 6 議長は、課題の検討にあたり、学識経験者等参考人の出席を求め、意見を求めることができる。

(和歌山県男女共同参画審議会との協働)

第7条 マトリックス会議の議長は、和歌山県男女共同参画審議会会長からの求めに応じて、マトリックス会議の構成員を、和歌山県男女共同参画審議会会議へ出席させ、協働して課題の検討をすることができる。

(事務局)

第8条 推進本部に関する処務は、環境生活部県民局青少年・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関して必要な事項は本部長が、マトリックス会議の運営に関して必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年7月17日から施行する。

2 和歌山県男女共生社会づくり連絡会議設置要綱（昭和52年8月26日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

本部員	
知事室長 危機管理監 総務部長 企画部長 環境生活部長 福祉保健部長 商工観光労働部長	農林水産部長 県土整備部長 県民局長 会計管理者 教育長 警察本部長

別表 2 (第 6 条関係)

部 等	課 室
知事室	政策審議課、広報課
総務部	総務課、人事課、防災企画課
企画部	企画総務課、人権政策課、人権施策推進課
環境生活部	環境生活総務課、県民生活課、青少年・男女共同参画課
福祉保健部	福祉保健総務課、子ども未来課、長寿社会課、障害福祉課、健康推進課
商工観光労働部	商工観光労働総務課、労働政策課
農林水産部	農林水産総務課、経営支援課、果樹園芸課
県土整備部	県土整備総務課
教育委員会	総務課、生涯学習課、県立学校教育課、義務教育課、学校人事課
警察本部	警務課



和歌山県審議会等への女性の参画促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県の審議会等において女性委員が少ない現状に鑑み、女性の登用を積極的に推進するために必要な事項を定め、もって男女共同参画社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における審議会等は、法令若しくは条例に基づき設置されている審議会、委員会及び協議会等をいう。ただし、次の各号に定める要件のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 法律及び条例等の規定に基づき特定の行政職員等で構成されているもの
- (2) 各部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会、県有施設の指定管理者選定委員

会及び各種表彰選考委員会など、委員の任命が随時行われるもの

- (3) その他、男女共同参画社会推進本部が特に認めるもの

(目標)

第3条 審議会等委員の女性比率を平成33年度末までに40パーセント以上とし、男女のいずれかの数が総数の40パーセントを下回らないようにすることを目標とする。

(登用計画)

第4条 各部局長（教育長、警察本部長、県議会事務局長、各種委員会事務局長を含む。以下同じ。）は、その所管する部局毎に、前条の目標を達成するための女性委員登用計画（別紙様式1）を策定し、男女共同参画社会推進本部長（知事）の承認を得るものとする。

2 前項の規定は、女性委員登用計画に変更があった場合にも適用する。

(目標達成のための方策)

第5条 各部局長は、次の各号に掲げる事項に配慮し、その所管する部局における目標達成に努めるものとする。

- (1) 各部局において、女性の人材の発掘及び養成に努めること。
- (2) 女性委員の比率が40パーセントに達していない審議会等については、目標年次にかかわらず可能な限り早い時期に目標を達成するように努めること。
- (3) 女性委員のいない審議会等の解消に努めること。
- (4) 年齢構成や再任回数に配慮し、新たな女性人材の登用が促進されるよう努めること。
- (5) 女性委員の比率が既に40パーセントに達している審議会等については、男女の委員の数の均衡に努めること。
- (6) 特定の資格要件を必要とするものについては、女性委員を積極的に登用するという観点から柔軟な対応に努めること。
- (7) 団体推薦による女性委員が特に少ない現状に鑑み、団体に対して委員の推薦を依頼する場合は、当該団体の長に限らず、女性の適任者を推薦するよう要請すること。
- (8) 第1号から前号までの方策にもかかわらず目標を達成できない場合は、団体の長等の職務指定の廃止や特定の資格要件の緩和及び公募制の導入等、抜本的な対策を講ずるよう努めること。

(事前協議と意見書の添付)

第6条 審議会等の委員を選任する場合（再任の場合を含む。）は、人事課への合議に先立ち、原則として、任用を行おうとする日の2カ月前までに、審議会等委員任用協議書（別紙様式2）を青少年・男女共同参画課長に提出し、女性委員の登用に係る協議を行わなければならない。

2 青少年・男女共同参画課長は、前項の協議に基づき、当該審議会等委員の任用の適否に係る意見書（別紙様式3）を交付するものとする。

(委員任用報告)

第7条 審議会等の委員の選任（再任の場合を含む。）について、人事課への合議を要しない場合は、審議会等委員任用報告書（別紙様式4）を委員任用後すみやかに男女共同参画社会推進本部長（知事）に提出するものとする。

(登用状況の調査と公表)

第8条 青少年・男女共同参画課長は、毎年6月1日現在の審議会等における女性委員の登用状況について、第4条第1項に規定する登用計画に基づき、審議会等を所管する各課室に対し、聴き取り調査を行うものとする。

2 男女共同参画社会推進本部長（知事）は、前項の規定による調査の結果を部局単位で公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、男女共同参画社会推進本部において別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月23日から施行する。

2 審議会等委員への女性の登用推進要綱（平成6年3月3日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 男女共同参画に関する施策苦情処理要領

平成16年8月23日制定

平成20年4月1日改正

平成22年4月1日改正

### 1 趣旨

この要領は、和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）第22条に規定する苦情の申出の処理に関し、必要な事項を定める。

### 2 申出者

苦情の申出者は、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者とする。

### 3 苦情

処理をする苦情は、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に関するものとし、男女共同参画に係る私人間の人権侵害に関する苦情及び個々の県民等に対して行った許認可、審査、取締、紛争処理又はこれらに類する行為に関する苦情は含まない。

### 4 窓口

申出の窓口は、環境生活部県民局青少年・男女共同参画課とする。なお、青少年・男女共同参画課以外の部署に申出があったときは、青少年・男女共同参画課に連絡を取り、適切に処理するものとする。

### 5 申出の方法

申出は、原則として、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は電子メールにより行うものとする。

ただし、特別の理由があるときは、口頭により申出を行うことができるものとし、その場合、職員はその内容を聴取し、書面に記載するものとする。

- (1) 申出をする者の住所、氏名（法人その他の団体にあつては、事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (2) 苦情を申し出る県の施策
- (3) 苦情の内容及び意見
- (4) 他の機関への相談等の状況
- (5) 申出の年月日

### 6 処理の方法

- (1) 青少年・男女共同参画課が苦情の申出を受け付けたときは、速やかに当該申出に関する施策を担当する課（室）（以下「施策担当課」という。）に送付するものとする。
- (2) 回付を受けた施策担当課は、青少年・男女共同参画課と協議の上、申出の処理を行う。
- (3) 申出を処理する上で、男女共同参画審議会の意見を聴く必要があると認めるときは、速やかに、青少年・男女共同参画課は意見聴取の手続きをとるものとする。

### 7 個人情報保護

申出の処理に当たっては、個人情報の保護に留意するものとする。

### 8 回答

- (1) 申出に対して、青少年・男女共同参画課が、知事名の文書で速やかに回答する。
- (2) 回答文案については、施策担当課が作成するものとする。

### 9 報告及び公表

申出の処理状況等について、直近に開催される男女共同参画社会推進本部及び男女共同参画審議会に報告するとともに、年次報告として公表するものとする。

### 10 他の苦情申出との関係

本要領に基づく申出以外の苦情申出において、その内容が、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項を含んでいる場合は、その処理に当たっては、上記6（2）、（3）及び8（2）の処理を併せて行う。

■ 資 料 ■

男女共同参画に関する施策苦情処理申出書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申出者)  
 〒  
 住 所  
 氏 名  
 電話番号

和歌山県男女共同参画推進条例第22条により、県が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、次のとおり苦情の申出をします。

申し出る県の施策 (どの機関の、どの施策に 対する苦情なのか)	
苦情の内容及び意見 (どのような問題があるの か、また改善するとすれば どうすればよいのかなど、 できるだけ具体的に)	
他 の 機 関 へ の 相 談 等 の 状 況	<p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/>している                      <input type="checkbox"/>していない                 </p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">(相談等している場合には、具体的に記入してください。)</p>

※ 申出者が法人等にあつては、住所及び氏名は、事務所の所在地及び名称、代表者の氏名を記入してください。

## 男女共同参画に関する施策苦情処理フロー

